

(報告事項)

青少年問題及び子どもの権利推進に関わる取組みについて

I 青少年の居場所事業について

1 概要

中学生以上の青少年を対象に、休日や放課後に利用できる「青少年の居場所」を開設しているものです。

2 令和5年度の取組実績

(1) 開設場所、開設日・時間等

施 設 名		開 設 日	開設年度
体 育 施 設	中央体育館 (Mウイング8階)	火曜日 15:30～19:00 第1,3日曜日 13:30～19:00	平成16年度
	南部体育館	第2,4土曜日 13:00～19:00	平成18年度
	島立体育館	第4金曜日 19:00～21:00	平成18年度
研 修 施 設	あがたの森文化会館 2階 (会議室)	火, 木, 金曜日 9:00～19:00 土・日曜日 9:00～17:00	平成16年度
	中央公民館 2階 (学習スペース)	平日・土日祝 9:00～21:00 (休館日、年末年始除く)	平成19年度
	あがた児童センター 2階 (学習室、中学生集会室、交流スペース)	月～金曜日 12:30～18:30 土曜日 8:30～18:30	平成26年度
	勤労者福祉センター 3階 (図書室)	第1,3月曜日 9:00～20:00 (休館日、年末年始除く)	令和5年度
窓 相 口 談	まちかど保健室 (あがたの森文化会館 2階)	水曜日(予約制) 10:00～17:00 金曜日(中学生向) 10:00～16:00	平成23年度 平成26年4月から水、金

(2) 利用者数の推移

(単位：人)

施設名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央体育館	684	333	426	470	679
南部体育館	74	45	61	40	47
島立体育館	207	185	79	41	234
体育施設合計	965	563	566	551	960
あがたの森文化会館	224	171	190	166	157
中央公民館	770	—	—	—	—
あがた児童センター	2,129	547	312	456	490
勤労者福祉センター	—	—	—	0	1
研修施設合計	3,123	718	502	622	648
総合計	4,088	1,281	1,068	1,173	1,608

(3) まちかど保健室について

ア 概要

子どもたちの心と体、性の悩みなどに対応するため、あがたの森文化会館に設置している青少年の居場所を利用して、「まちかど保健室」を開設しているものです。

イ 開設日等

毎週水曜日 10時から17時 予約により対応

毎週金曜日 10時から16時 青少年の居場所利用者

ウ 相談状況

年度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数		日		86	79	83	93	72
相談件数		件		109	78	96	53	52
相談	方法	電話	件	49	27	50	23	25
		面接		50	48	43	30	26
		メール		30	3	3	0	4
	相談者数	本人	人	68	58	37	23	6
		保護者		21	9	37	13	16
		教師		17	5	12	4	9
		その他		15	7	10	13	24
	対象	幼児	人	4	1	3	0	0
		小学生		2	10	1	6	7
		中学生		23	2	5	8	3
		高校生		11	8	18	12	11
		一般		67	56	69	27	32
	内容	いじめ	件	0	0	0	1	0
		不登校		9	6	4	7	7
		交友関係		21	1	2	1	1
		進路		3	6	7	5	0
		心身		6	2	33	9	3
		性		2	7	18	3	20
		学校		16	14	5	5	0
		子育て		6	22	1	0	0
		家族関係		15	7	0	1	2
		その他		3	12	26	21	24

※相談方法、相談者、対象及び内容は1件の相談で複数対応する場合があるため、相談件数と差が生じています。

3 今後の取組み

(1) 青少年の居場所

令和5年度から勤労者福祉センター3階図書室（第1・3月曜日 午前9時～午後8時）を居場所として拡充しました。

引き続き、青少年の居場所の周知を行い、青少年のニーズに即した居場所の提供、運営に努めます。

(2) まちかど保健室

まちかど保健室では、養護教諭経験者の相談員が心や体、性に関する内容を中心に相談を受けています。特に、性に関する相談や発達障害、精神疾患が背景にある相談が増えています。本人や家族だけでなく、教師や病院のソーシャルワーカーなどからの相談も増えており、相談内容も多岐にわたることから、今後も様々な機関と連携しながら相談業務に取り組めます。

Ⅱ 松本市の補導活動について

1 概要

昭和39年に県の主管運営により少年補導センターが設置され、その後昭和43年に県から市に移管されました。

青少年健全育成の中核として、市長が委嘱した補導委員による街頭補導を実施しています。

2 令和5年度の実績

(1) 街頭補導活動

ア 補導委員数

一般補導委員 103人 学校補導委員 64人 計 167人

イ 活動状況

中心市街地を中心に巡回するセンター補導及び各地区を巡回する地域補導を班ごとに毎月1回実施しました。

(ア) 実施状況の推移

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施日数(日)	244	189	121	140	227
補導活動回数 (回)	570	391	276	300	377
従事補導委員数 (延人数)	2,346	1,743	1,088	1,096	1,434
補導した少年数 (延人数)	257	75	89	167	186

(イ) 補導した少年の行為別内訳

(単位：件)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
不健全娯楽(ゲームセンター等)	18	1	0	0	0
喫煙	5	0	0	0	0
怠学	0	0	0	0	0
その他(帰宅指導、自転車の乗り方等)	234	74	47	167	186
計	257	75	47	167	186

(ウ) 声かけ人数(幼児・児童・生徒等への声かけ)

(単位：件)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
声かけ(補導に至らないもの)	—	—	42	419	625

(2) その他の活動

学校補導委員との合同研修会の開催、市内の小中学校の夏休み期間等に合わせた学校補導委員や市教頭会との合同補導や補導活動に関する研修会を実施しました。また、有害環境浄化活動として11月の子ども・若者育成支援強調月間に有害取扱店やビデオ等販売店への自主規制の協力依頼を実施しました。

3 今後の取組み

少子・高齢化をはじめ、インターネットやスマートフォンの普及による情報化社会の発展により、子ども達を取り巻く環境が変化するとともに、子どもたちの生活スタイルも変化しています。補導委員からは、街頭で出会う青少年の数が減少しているとの声が寄せられています。

しかし、補導委員が巡回活動をすることによって、子どもたち自身が地域の中で多くの大人に見守られているという実感が持て、子どもたちの自律や安心感につながるほか、青少年を犯罪被害から守る抑止の効果もあるため、今後も巡回活動に取り組む必要があります。また、より効果的な巡回場所、回数等について、補導委員の意見を基に随時検討しています。

Ⅲ メディア・リテラシー事業について

1 概要

市内の小中学校（私立も含む）の児童・生徒・保護者がインターネットやスマートフォンの適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶために「メディア・リテラシー講座」を平成20年度から実施しています。

2 令和5年度の実績

(1) メディア・リテラシー講座

ア 講師

NPO法人 子どもとメディア信州 専任講師
(教員や小児科医等で構成される団体)

イ 講座内容

県の教育委員会で実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」の結果をもとに、学校ごとの実情をふまえた講座を実施し、参加者がインターネットやスマートフォン等の使用による諸問題について考える機会となるよう参観日等に併せて開催しています。

ウ 受講校数の推移

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
小学校	22 校	16 校	21 校	20 校	21 校
中学校	8 校	5 校	12 校	12 校	11 校
小・中学校	1 校	1 校	1 校	3 校	1 校
合 計	31 校	22 校	34 校	36 校	33 校
受講者数	6,249 人	3,226 人	7,995 人	7,393 人	5,426 人

3 今後の取組み

メディア・リテラシー講座は、学校授業等に組み入れ開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和6年度も41校から開催依頼を受けており、一定の啓発効果が得られていると考えます。

青少年のメディア依存や健康問題、さらに、ネットによるいじめといった多様な問題もある中、実情に即した講義を行っています。また、生まれた時からネットがあることが当たり前の「デジタル・ネイティブ」世代の子ども達が、デジタルという便利なツールをどのように活用していくのかといった課題に対しての「デジタル・シティズンシップ」の観点も取り入れながら実施していく必要があります。

今後も教育委員会や健康福祉部と連携しながら、メディア・リテラシー教育を進めていきます。

Ⅳ 子どもの支援・相談スペース はぐルッポの利用実績について

1 概要

- (1) 平成25年5月から、NPO法人はぐまつに業務委託し、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設しています。
- (2) 様々な理由や事情で学校へ通うことができない子どもや、悩みや苦しさを抱えている子どもに、家庭や学校以外で自由に過ごせる居場所を提供し、子ども自身が自発的に行動を起こすことができることを目指して支援しています。
- (3) 毎週水曜日と金曜日、月1回月曜日の午後に開所しているほか、はぐスタ（学習の日）を月2～3回、はぐカフェ（情報提供の会）等を実施しています。また、各種研修会や講演会等も実施しています。
- (4) 子どもの保護者や学校関係者などへの相談業務や、関係者による支援会議を行っています。

2 利用状況の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開所日数(日)	151	144	148	162	172
延利用者数(人)	1,931	1,684	2,113	2,836	2,975



3 今後の取組み

- (1) 庁内関係課と連携して、教育支援センター（旧中間教室）、フリースペース、青少年ホームなど、不登校・引きこもり対策等の子どもから大人まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。
- (2) 施設の老朽化と狭隘化により教員住宅「浅間荘」に移転し、事業を実施しています。また、利用者の増加に伴い、今年8月から1部屋増加し、3部屋使用しての運営を予定しています。

V 子どもの権利推進事業に関わる取組みについて

1 概要

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和2年3月に第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指すものです。

2 令和5年度の取組状況

(1) 子どもにやさしいまちづくり委員会

子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するとともに、子どもの権利を尊重した施策の実施状況を検証するため、市民・有識者等15名で構成されています。

委員会を3回開催し、上記計画の進捗状況の検証のほか、子どもの権利川柳・ポスターコンクール入選作品の審査を行いました。

(2) 子どもの権利相談室「こころの鈴」

平成25年7月から、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。子どもの権利擁護委員3名、調査相談員4名の体制で、相談、調査、調整などを行っています。

名刺大のこころの鈴案内カードの作成のほか、こころの鈴通信を年4回発行して市内の小、中、高校の児童生徒に配布して周知を行いました。

また、児童センターで出前学習会を開催しました。（10館）

ア 相談室開設日・時間

月～木曜日・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

イ 相談件数の推移

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
延件数	473	408	327	268	426

※相談状況の詳細は別添資料のとおり

(3) 子どもの権利の普及・啓発事業

ア まつもと子どもの権利ウィークの実施

11月19日～25日にまつもと子どもの権利ウィークを実施し、集中的に子どもの権利のPRを行いました。

・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催（参加者約150人）

「青少年健全育成市民大会」の開催40回及び「松本市子どもの権利に関する条例」の制定10年の節目の年であったことから、子どもを交えたパネルディスカッションや基調講演を行うなど、内容を拡充して開催し、機運を高める取組みを行いました。

・子どもの博物館等入館料の無料化、ポスターの作成、パネル展 ほか

イ 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」の作成・配布

子どもの権利の学習用パンフレットを発行し、市内の小、中学校の児童生徒に配布して、授業等での活用を依頼しました。

なお、パンフレットの愛称「あかるいみらい」は、平成29年度に市内の小学5年生から中学2年生までの子どもに対して公募を行い、2,108件の応募の中から、まつもと子ども未来委員会が決定したものです。

ウ 子どもの権利ニュースの作成・配布

子どもの権利条例の理念や条例に基づく市の施策について、子ども向けの広報紙を作成し、市内の小、中、高校の児童生徒に配布しました。

エ 市内小中学校での校内放送（11月）

子どもの権利や子どもの権利相談室「こころの鈴」を周知するため、昼食時等に校内放送の実施を依頼しました。

(4) まつもと子どもスマイル運動の実施

大人と子どもが積極的に関わりを持つことにより、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う運動を実施しています。

令和5年度新規登録者数 65人

延べ登録者数 1,364人（令和6年3月末）

(5) 第9期まつもと子ども未来委員会の開催

子どもたちが、学校、地域、年代を越えて、市政や地域の課題について学び、解決に向けて意見交換をするなど、活動をとおして自分たちが住むまちへの意識を高め、松本のまちづくりを子どもたち自らが考える活動を行っています。

ア 委員数 34名（小学校5年生～高校3年生）

イ 委員会 15回

ウ 市内見学 1回

エ 市への提言 1回

(6) 子どもの権利を推進している自治体との子ども交流事業

ア 青森市子ども会議との交流

まつもと子ども未来委員会が青森市子ども会議 とオンライン交流を行い、お互いのまちの文化や活動内容等について意見交換を行いました。

イ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

まつもと子ども未来委員4人が、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムに参加し、事例発表（松本市、豊島区、中野区、八王子市、川崎市）をするとともに、子どもの声を行政施策に反映するための在り方や課題について意見表明を行いました。

3 課題及び今後の取組み

(1) 課題

令和3年度の子どもの権利アンケート調査では、子どもの権利に関する条例の認知度は、子ども 66.4%、保護者 70.3%で、過去の調査と比較して最も高くなっています。しかし、条例の内容まで知っている割合は、子ども 16.4%、保護者 7.0%に留まっており、引き続き、子どもの権利の周知を図ることが必要です。

(2) 今後の取組み

ア 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定する「子ども・子育て支援事業計画」について、現行計画である第2期計画が令和6年度で期間満了となるため、第3期計画の策定を行います。

計画の策定に当たり、令和5年度に未就学児及び小学生の保護者を対象とした「子育てに関する調査」を実施しました。調査結果を次期計画に反映するとともに、国が定める「こども大綱」の内容を勘案しながら計画を策定します。

イ 子どもにやさしいまちづくり推進計画

子どもの権利に関する条例に基づき、5年を1期として策定する「子どもにやさしいまちづくり推進計画」について、現行計画である第2次計画が令和6年度で期間満了となるため、第3次計画の策定を行います。

計画の策定に当たり、令和6年度に小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童・生徒及びその保護者を対象に「子どもの権利アンケート調査」を実施し、結果を次期計画に反映していきます。

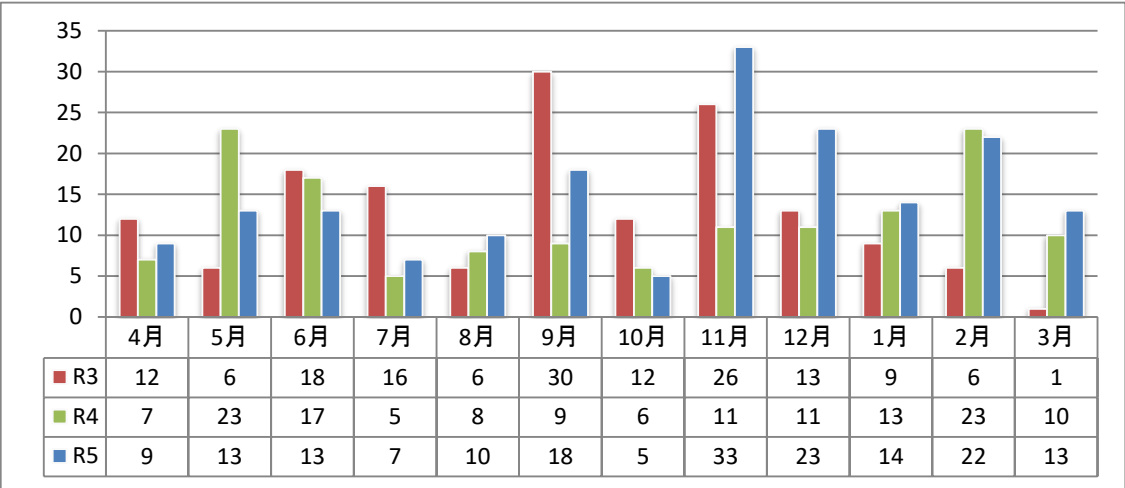
子どもの権利相談室(こころの鈴) 相談状況

(令和6年3月31日 現在)

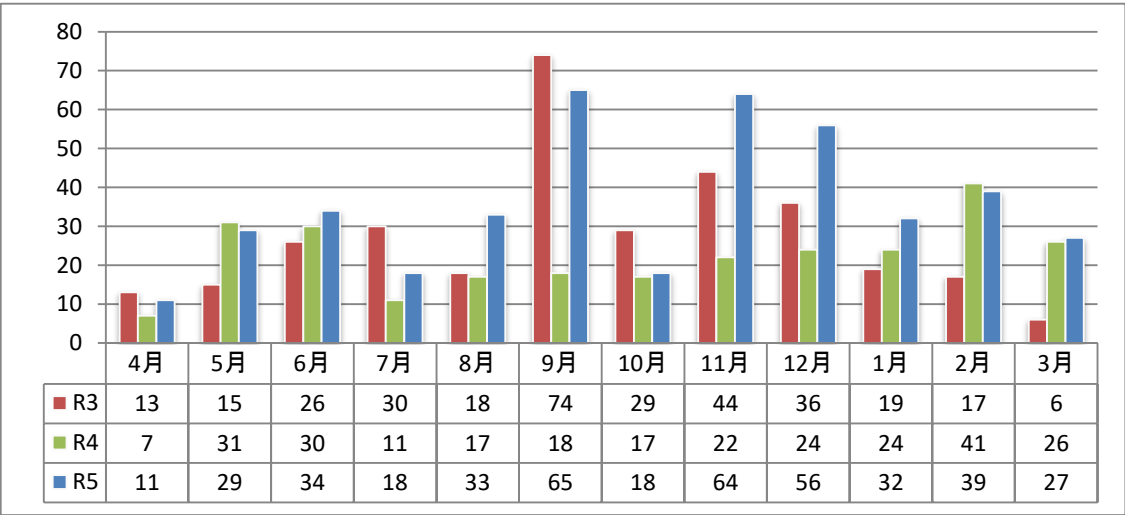
●相談件数

年度	実数	延べ
令和3年度	155	327
令和4年度	143	268
令和5年度	180	426

●月別相談件数(実数)

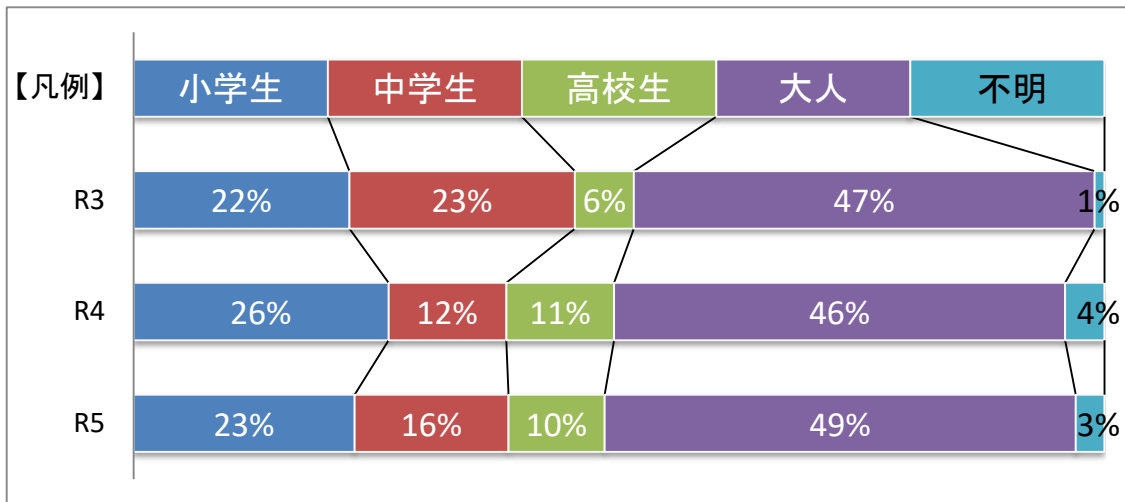


●月別相談件数(延べ)



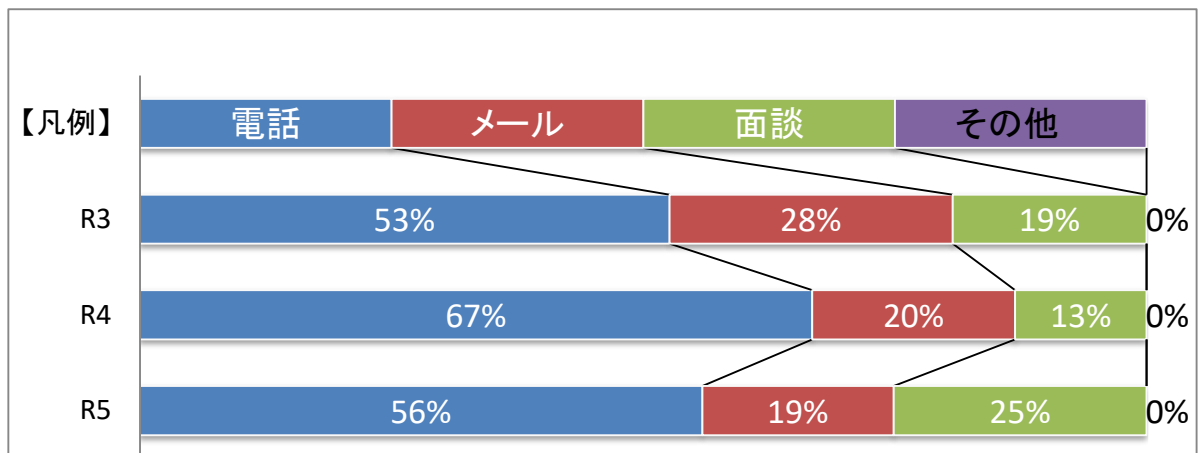
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R3	81	85	24	175	5	370
R4	79	36	34	138	13	300
R5	102	71	45	219	13	450



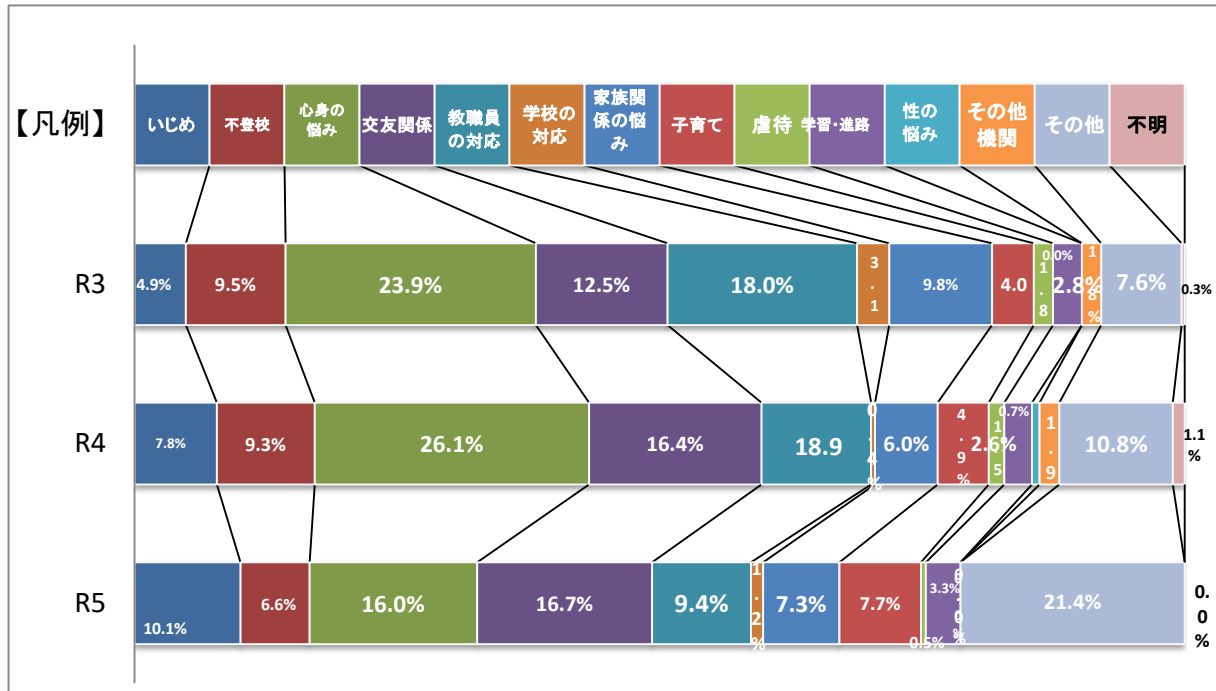
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面談	その他	計
R3	172	92	63		327
R4	179	54	35		268
R5	238	81	107		426



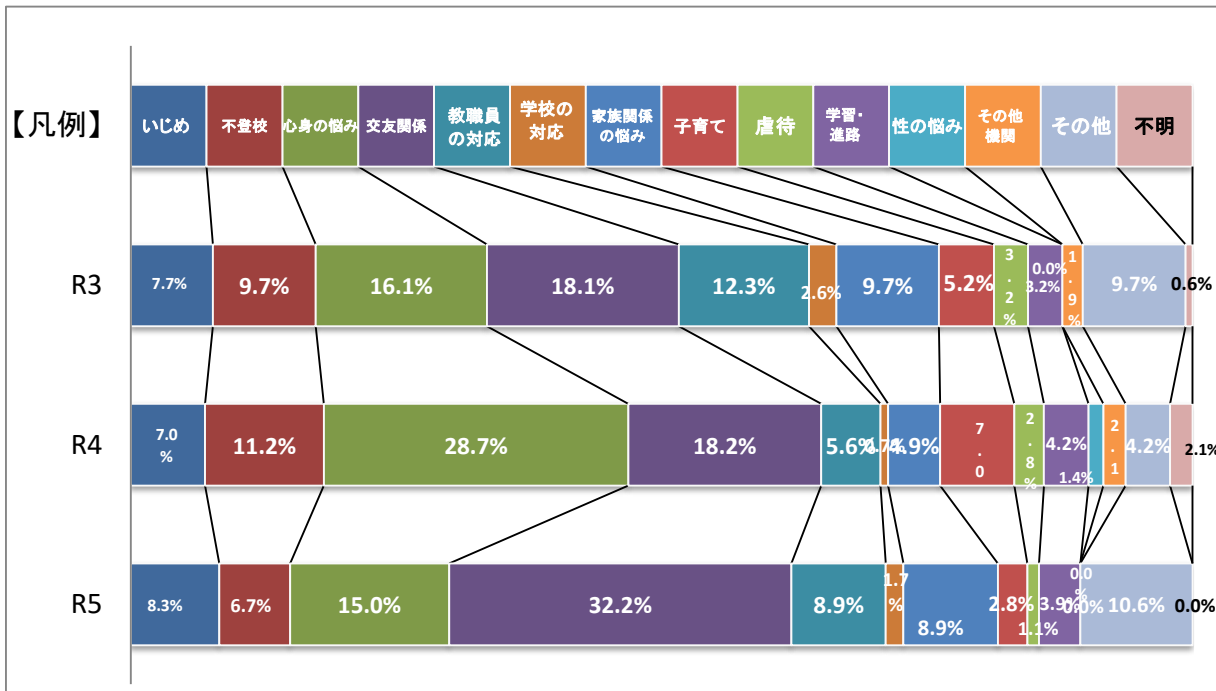
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R3	16	31	78	41	59	10	32	13	6	9	0	6	25	1	327
R4	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268
R5	43	28	68	71	40	5	31	33	2	14	0	0	91	0	426



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R3	12	15	25	28	19	4	15	8	5	5	0	3	15	1	155
R4	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143
R5	15	12	27	58	16	3	16	5	2	7	0	0	19	0	180



子どもの居場所づくり推進事業の実施状況等について

1 趣旨

松本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、経済的困窮だけではなく、子どもの権利の侵害が発生する恐れのある状態を広く子どもの貧困状態と捉え、改善を目指す取組みを行っています。

この取組みとして、地域の子どもたちに、食事を中心とした居場所を提供する地域住民や民間団体に対して交付金を交付する標記事業の実施状況について、報告するものです。

2 実施状況

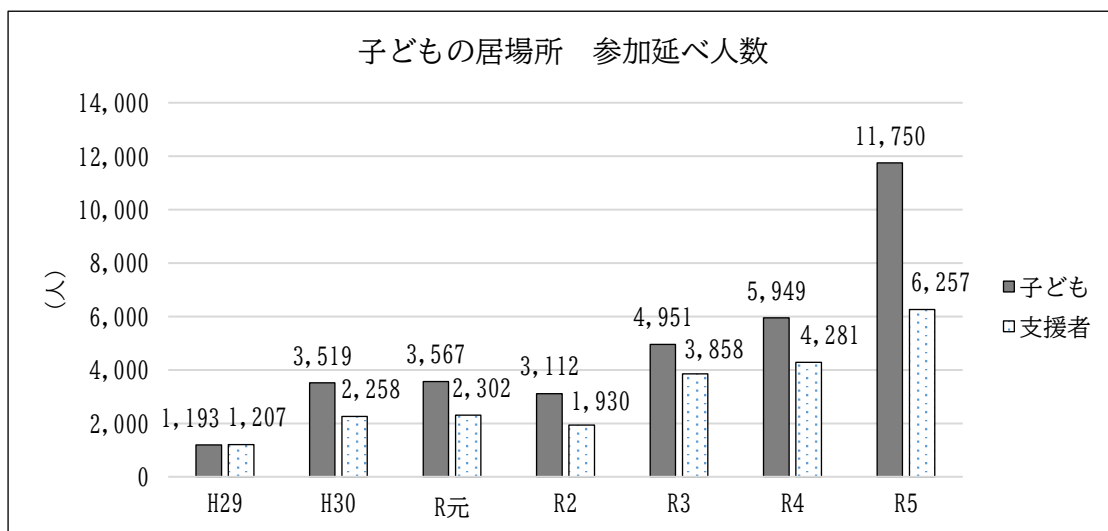
(1) 実施会場数及び実施回数

食事提供の基準緩和等により、実施回数は新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復した。

年度	実施会場数	実施回数
平成29年度	6会場	150回
平成30年度	10会場	203回
令和元年度	11会場	261回
令和2年度	13会場	168回
令和3年度	13会場	223回
令和4年度	16会場	253回
令和5年度	18会場	376回

(2) 参加延べ人数

各団体の継続した取組みにより、参加延べ人数は年々増加している。



(3) 令和5年度各会場詳細

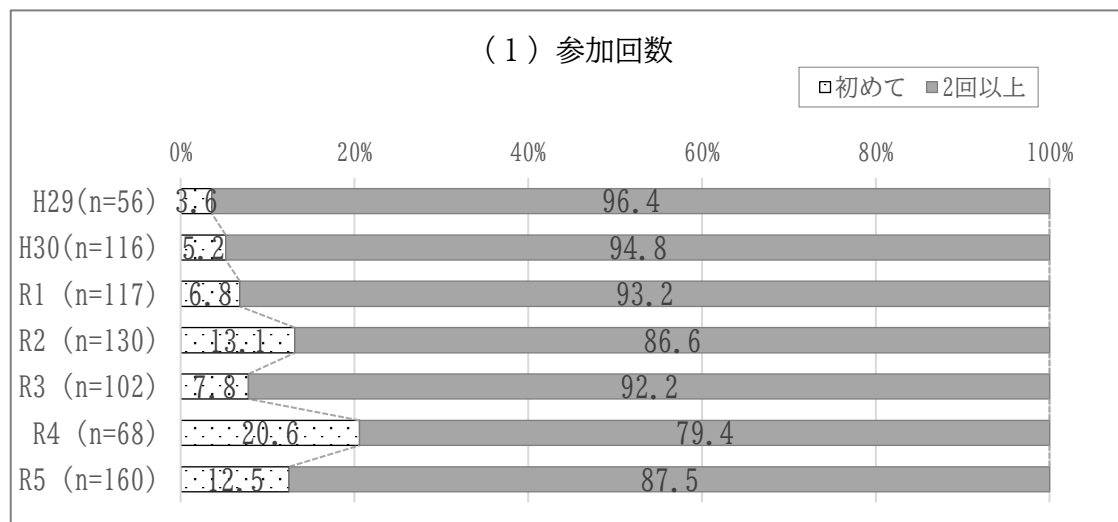
合計18会場 ※令和5年度新規開設（4会場）

	居場所名（実施団体）	地区	開催回数	こどもの平均人数
1	信州子ども食堂 in どん八（NPO ホットライン信州）	第一	12	68人
2	信州子ども食堂 in まつもと学び塾（NPO ホットライン信州）	第一	12	78人
3	子ども食堂はらぺこあおむし	第三	18	36人
4	そらのとり※	白板	3	20人
5	mini 子ども食堂プラス大人食堂（たんぽぽの会）	庄内	52	23人
6	なみカフェ（まちラボ）	庄内	28	10人
7	愛ランド島内「おらんち de ランチ」（愛ランド島内）	島内	16	22人
8	わくわく☆ゆうクラブ※	中山	33	32人
9	ヒッポポ食堂※	神林	9	29人
10	信州子ども食堂 in バロー南松本（NPO ホットライン信州）※	芳川	12	144人
11	子ども広場（寿小池町会）	寿	12	18人
12	えがおの会（寿田町町会）	寿	22	17人
13	信州子ども食堂 in ことぶき（NPO ホットライン信州）	寿	12	6人
14	寿台ハッピー食堂（寿台町会連合会）	寿台	32	13人
15	寄り添い子ども食堂（寄り添い子ども食堂）	里山辺	13	53人
16	笑和はうす（笑和はうす）	新村	26	18人
17	信州みんなの食堂（信州みんなの食堂）	新村	52	29人
18	こども未来デザインクラブ（波田コミュニティデザインクラブ）	波田	12	8人

3 居場所に参加した子どもへのアンケート結果（アンケートは毎年度2月に実施）

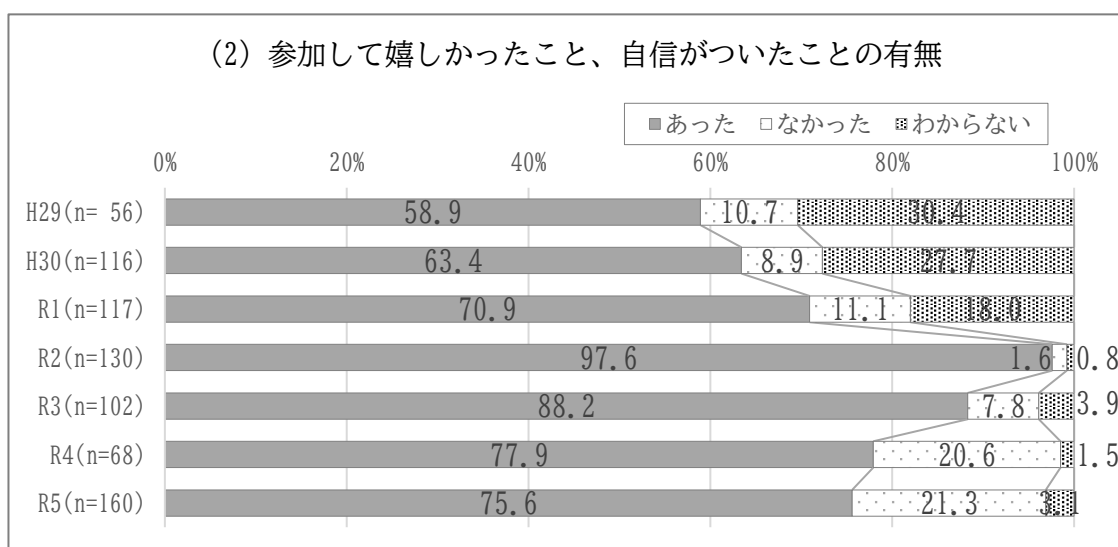
(1) 参加回数

複数回参加している子どもが多く、子どもたちにとって「また来たい」と思える居場所になっている。また、初めて参加する子どもの割合も年々増えており、幅広く参加者を募ることができている。



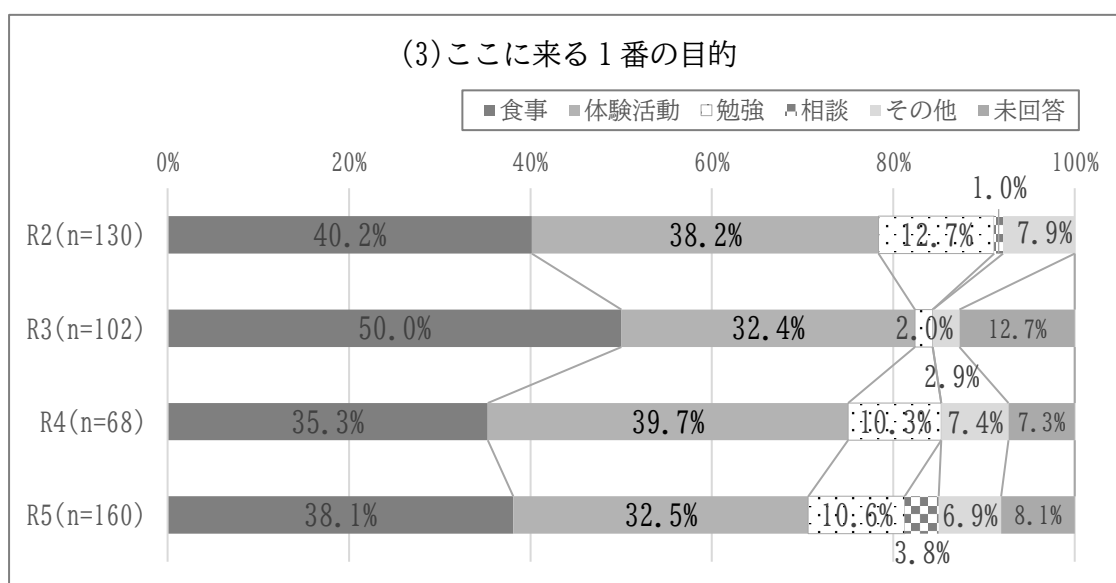
(2) 嬉しかった、自信がついたことの有無

参加した子どもの多数が、事業に対し好意的な印象を持っている。



(3) 居場所に来る1番の目的（令和2年度新設項目）

いずれの年度においても、食事だけでなく、体験活動や勉強をすることを目的に参加する子どもの割合が一定数みられる。



(4) 自由記述（抜粋）

- ・ わからないことを教えてくれてうれしかったです。（小1女子）
- ・ はじめてきたときにここいいな～と思いました。（小2男子）
- ・ ここに来て話ができる人が出来ました。（小2女子）
- ・ はじめてのことなどをたくさん体験できて楽しいです。さらに新しいことに挑戦したいです。（小3女子）
- ・ 友だちがいっぱいいて、心づよいし、一緒に遊んだりできるからうれしい。（小3女子）
- ・ 自分に自信がついて、発言できるようになった。（小4女子）

- ・ お友だちができたり、いろんな人に相談できるようになった。(小4女子)
- ・ みんなと一緒に色んなことができるのでうれしい。(小5女子)
- ・ 子ども食堂を行っている姿を近くで見ることができたこと。支援金を直接渡すことができた。色々な人が子ども食堂を利用していることをしれたこと。お手伝いを一緒にやったこと。色々な年代の人と話すことができて良かった。
(中3女子)
- ・ いろんな人と話すようになり、以前より人見知りをしなくなった。年上の方々と話すことによって、自分の考えがかわったり、将来の夢がだいたい決まったりしました。感謝の気持ちでいっぱいです。(高1女子)

4 今後の予定

- (1) 子どもの利用を促進するため、市の広報やホームページ、SNS などを通して、事業の周知を図ります。
- (2) 昨年度より、物価高騰により食材費等が高騰しているため対象経費の交付額を増額し、さらなる支援者や団体の拡大を進めます。また、教育委員会の「学都松本寺小屋事業」とも連携しながら、地域の居場所の充実を図ります。
- (3) 立ち上げを検討している団体は円滑に運営を始められるように、また、運営団体は今後も事業を安定して継続できるように、必要に応じて助言や調整を行います。同時に、活用しやすい交付金となるよう更なる見直しを検討します。

令和6年度松本市青少年問題・ いじめ問題対策連絡協議会
6. 7. 4
学校教育課学校支援室

(報告事項)

令和5年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和5年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 生徒指導事案の教職員による発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによる

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 重大事態と疑われる事案が2件あり、現在も調査中です。また体罰と認められる事案は1件ありました。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は628件であり、このうち395件が解消され、解消率は62.9%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、4年生が他学年と比較して多く97件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では44.0%、中学校では44.3%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では61.4%、中学校では55.2%でした。
- (6) いじめの形態では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では49.3%、中学校では55.1%でした。
- (7) コロナ禍を経て、子どもの運動能力の低下を心配する声が学校現場から寄せられています。同様に、人間関係づくりを十分経験できていない子同士によるいじめも一定程度あるものと思われます。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有し

たうえで、早期に組織対応することを依頼しています。

- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ2か月に1度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応経路について年度当初に職員間で確認することを依頼しています。
- (3) 心の健康状態をいち早く発見するために、令和5年度は、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を試験的に導入しました。今年度は、導入に伴う課題点を整理し、実施範囲の拡大を検討していきます。
- (4) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見されることもあるため、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい良好な関係づくりの醸成を依頼しています。
- (5) いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。
- (6) 各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。
- (7) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、松本市教育委員会は、教育研修センターの研修講座として、「情報モラル指導者研修」「デジタル・シティズンシップ研修」「学校訪問型ICT教育研修」などの講座を設け、教職員の指導力向上に努めています。また今年度も各校では、こども育成課と連携し、「子どもとメディア信州」のメディアインストラクターを講師に招き、教職員、児童生徒、保護者を対象としたメディアリテラシーやネットいじめに関する研修を行っていきます。インターネットの利用時間が長くなる長期休業前には、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を各校に依頼しています。
- (8) 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省：令和5年3月10日）により、重大事態を文部科学省に報告することが示されたことから、子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、改めていじめ未然防止への取組みを各校に依頼しています。重大事態が発生した場合には速やかに報告し対応するよう再確認しています。
- (9) 「学校いじめ防止基本方針の見直しについて（依頼）」（長野県教育委員会：令和5年8月21日）により、各校の「いじめ防止基本方針」を見直すとともにいじめへの組織的な対応が図られるよう教職員への周知を再確認しています。

1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数注^{1・2}及び体罰の認知件数

区 分	学校総数 (A)	いじめを認知した学校数	いじめを認知していない学校数	いじめの認知件数 (C)	1校あたりの認知件数 (C/A)	体罰の認知件数
小学校	29	27	2	398	13.7	0
中学校	21	16	5	230	11.0	0
合計	50	43	7	628	12.6	0

注 1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

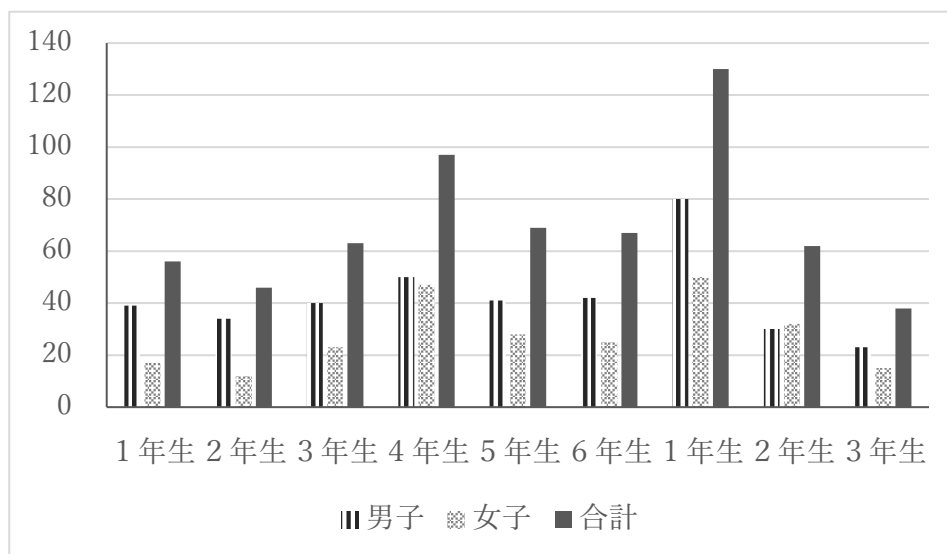
注 2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

(2) いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
小学校	252	63.3	146	36.7	0	0.0	398
中学校	143	62.2	87	37.8	0	0.0	230
合計	395	62.9	233	37.1	0	0.0	628

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	39	34	40	50	41	42	80	30	23
女子	17	12	23	47	28	25	50	32	15
合計	56	46	63	97	69	67	130	62	38



※図は、表をグラフ化したものです。

(4) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	219	55.0	131	57.0	350	55.7
① 学級担任が発見した。	39	9.8	18	7.8	57	9.1
② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	4	1.0	5	2.2	9	1.4
③ 養護教諭が発見した。	0	0.0	2	0.9	2	0.3
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	1	0.3	4	1.7	5	0.8
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	175	44.0	102	44.3	277	44.1
学校の教職員以外からの情報により発見した。	179	45.0	99	43.0	278	44.3
⑥ 本人からの訴え	86	21.6	49	21.3	135	21.5
⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	56	14.1	24	10.4	80	12.7
⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報	23	5.8	19	8.3	42	6.7
⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報	13	3.3	7	3.0	20	3.2
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	1	0.3	0	0.0	1	0.2
⑫ その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	398	100.0	230	100.0	628	100.0

(5) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	329	61.4	164	55.2	493	59.2
② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	32	6.0	24	8.1	56	6.7
③ 養護教諭に相談した。	9	1.7	11	3.7	20	2.4
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	8	1.5	1	0.3	9	1.1
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	11	2.1	4	1.3	15	1.8
⑥ 保護者や家族等に相談した。	99	18.5	41	13.8	140	16.8
⑦ 友人に相談した。	19	3.5	19	6.4	38	4.6
⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。	3	0.6	0	0.0	3	0.4
⑨ 誰にも相談していない。	26	4.9	33	11.1	59	7.1
合計	536	100.0	297	100.0	833	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(6) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	265	49.3	162	55.1	427	51.3
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	48	8.9	16	5.4	64	7.7
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	105	19.5	49	16.7	154	18.5
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	41	7.6	4	1.4	45	5.4
⑤ 金品をたかられる。	3	0.6	3	1.0	6	0.7
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	24	4.5	14	4.8	38	4.6
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	28	5.2	17	5.8	45	5.4
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	2	0.4	12	4.1	14	1.7
⑨ その他	22	4.1	17	5.8	39	4.7
合計	538	100.0	294	100.0	832	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(報告事項)

学都松本寺子屋事業の取組みについて

1 概要

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

2 学都松本寺子屋事業

(1) 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

3 令和5年度実績

(1) 学都松本寺子屋事業交付金申請団体

ア 実施団体	10団体	(令和4年度	8団体)
イ 実施回数	378回	(令和4年度	281回)
ウ 参加者数	2,833人	(令和4年度	2,052人)
エ 支援者数	1,650人	(令和4年度	1,259人)

	団体名	事業名	開催場所	開始月	実施回数	子ども(延べ人数)				支援者(人)
						小学生	中学生	高校生	合計	
1	NPO法人ワークスユープ	学習支援「学びの会」	城東	4月	94	216	163	1	380	240
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	4月	52	92	197	102	391	474
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅくHATA	波田	4月	49	347	151	0	498	355
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	4月	27	129	58	0	187	143
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	4月	35	615	163	0	778	64
6	NPO Links	旭町地区てらこや事業	安原	4月	52	3	134	82	219	135
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	4月	52	81	24	50	155	141
8	寿小池町会	子ども広場「寺子屋」	寿	7月	3	28	0	0	28	39
9	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	7月	10	111	4	35	150	47
10	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	山辺	7月	4	47	0	0	47	12

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録者

ア 登録者 16名（寺子屋先生10名、寺子屋サポーター6名）

イ 実施団体登録者 90名（寺子屋先生24名、寺子屋サポーター66名）

4 参加者アンケート（回答件数82件）

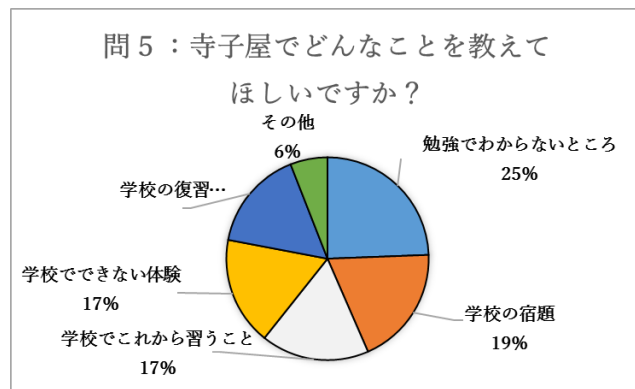
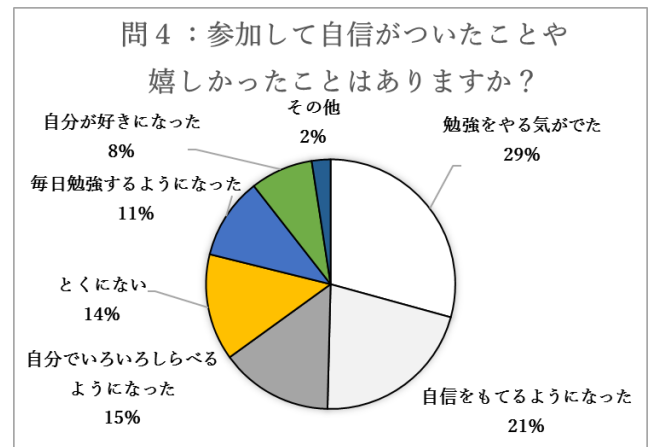
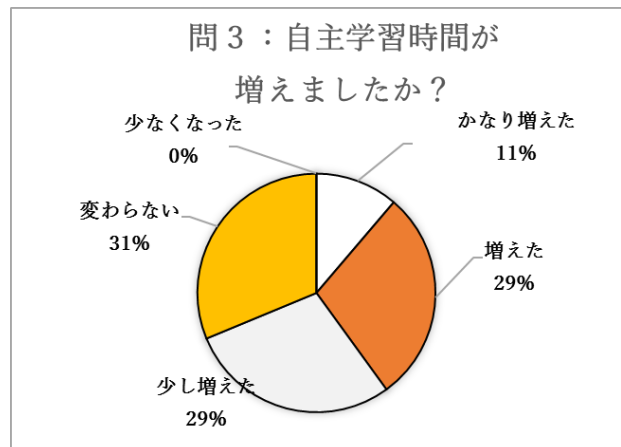
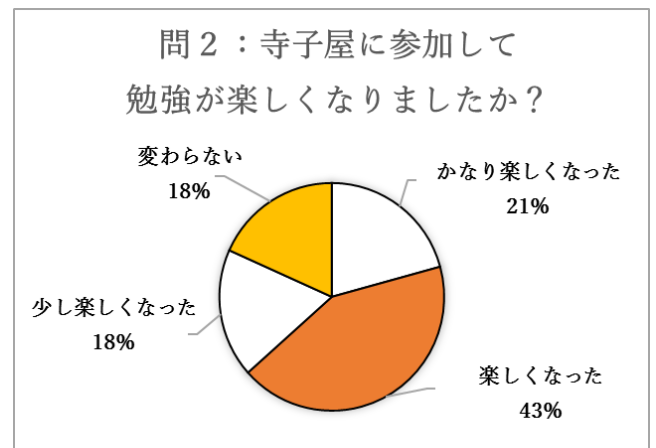
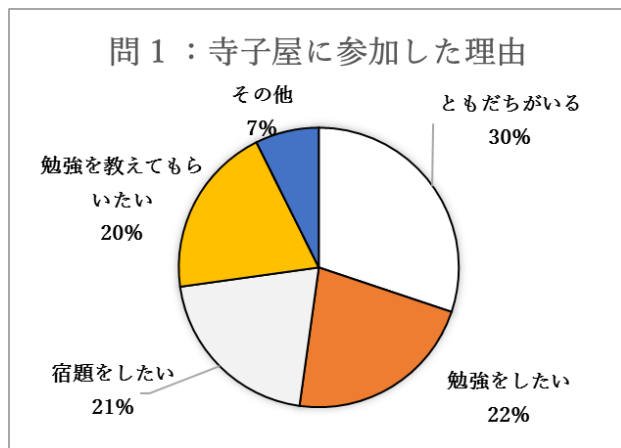
問1：寺子屋に参加した理由

問2：寺子屋に参加して勉強が楽しくなりましたか？

問3：自主学習時間が増えましたか？

問4：参加して自信がついたことや嬉しかったことはありますか？

問5：寺子屋でどんなことを教えてほしいですか？



5 令和6年度の活動状況（令和6年5月24日現在）

寺子屋事業交付金申請団体 8団体（継続7団体、新規1団体）
 申請調整中団体 5団体（継続2団体、新規3団体）

	団体名	事業名	開催地区	開催場所
1	NP0 法人ワーカーズ・コープ	学習支援「学びの会」	城東	元町児童館
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	中央公民館
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅくHATA	波田	波田公民館
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	ウット・タウン小宮公民館
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	梓川公民館
6	NP0 Links	旭町地区てらこや事業	安原	安原地区公民館
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内 中山	庄内地区公民館 中山公民館
8★	安曇小学校放課後の居場所検討会	寺子屋AZUMI	安曇	安曇育成館
9	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	北小松公民館
10	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	入山辺	入山辺公民館
11★	乗鞍地域	調整中	安曇	ふれあいパーク乗鞍
12★	寿田町町会	調整中	寿	寿田町町会公民館
13★	新規団体	調整中		市内全域

★：令和6年度新規団体

6 今年度の予定

- (1) 参加する子どもや保護者向けの情報として、各団体を紹介する動画を作成し、YouTubeやホームページ等で紹介します。
- (2) 町会連合会や、町内公民館など地縁団体への呼びかけを強化し、寺子屋事業実施団体を松本市内全域に広めていきます。
- (3) 交付金申請団体へのアンケート調査や情報交換会を開催し、事業の効果や課題を明確にし、学都松本を実現する持続可能な仕組みを構築します。
- (4) 寺子屋先生・サポーター向けの研修を実施後、寺子屋事業申請団体やこどもの居場所づくり事業申請団体の要請に応じて人材を紹介します。

(報告事項)

小規模特認校制度の取組みについて

1 概要

豊かな自然環境と小規模であることを活かした特色ある教育を推進する学校を、小規模特認校に指定し、通学区域に関係なく市内のどこからでも区域外就学を認める制度です。児童生徒の選択肢を豊かにするとともに、小規模校の学校規模を維持し、多人数での活動や多様な意見に触れられる機会の創出などが期待されます。

令和4年4月に安曇小中学校、令和6年4月に中山小学校に導入しました。

2 実績（各年度当初）

(1) 安曇小中学校

		導入前	導入後		
		R 3	R 4	R 5	R 6
児童生徒数（人）		3 8	4 4	4 5	5 2
内 訳	区域内就学者	3 0	2 9	3 1	3 3
	区域外就学者	8	1 5	1 4	1 9
区域外就学者の割合（％）		2 1	3 4	3 1	3 6

※市街地から遠距離のため、区域外就学者へのスクールバスによる通学支援を実施（波田支所～学校の往復）

(2) 中山小学校

		導入前	導入後
		R 5	R 6
児童数（人）		9 7	9 5
内 訳	区域内就学者	8 9	8 8
	区域外就学者	8	7
区域外就学者の割合（％）		8	7

※小規模特認校制度は新入学生だけを対象とし、令和6年度は3人。

3 課題

安曇小中学校

・安曇地区には放課後事業がなく、利用を希望する区域外就学者は遠方の児童センターを利用

4 今後の取組み

(1) 安曇小中学校

・本年度から、保護者の有志が、学都松本寺子屋事業を活用し放課後のプログラミング教室を試行実施します。

(2) 中山小学校

・令和7年度から制度対象者を全学年に拡大し、利用者増を図ります。

松本市青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会資料
6. 7. 4
生涯学習課

(報告事項)

青少年ホームの取組みについて

1 概要

青少年ホームは15歳以上35歳未満の青少年を対象に、青少年の福祉の増進並びに自立及び社会参画の促進を図る施設として、若者が気軽に集まることのできる居場所づくりから、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、社会で生きていく力を培うことを支援しています。

2 事業体系

(1) 若者育成事業（若者全般を対象）

若者の自分づくり、仲間づくり、社会参画を支援

(2) 若者支援事業（困難を抱える若者を対象）

若者が社会生活を円滑に営むための社会的自立支援

3 令和5年度の主な取組み実績

(1) 居場所づくり

若者の目線に立ち、事業を企画・運営するコーディネーターを配置する事業を実施しました。

ア ひきこもり等の若者も参加しやすい「ボードゲームDAY」を7回開催しました。

イ 信濃むつみ高校の先生方をコーディネーターに迎え、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。

(2) 社会生活の充実と仲間づくり

ア ヤングスクールは、夏期14講座、秋期10講座、冬期12講座の合計36講座を開催しました（参加者延べ437人）。

イ 青少年ホーム利用者の会（登録者185人）や所属クラブ（スポーツ系5・文化系1）の育成、支援を行いました。

ウ 青少年ホーム利用者の会イベント事業は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更になったため、昨年度まで中止にしていた青少年ホーム祭、運動会、松本子どもまつり・松本ぼんぼん等が開催・参加でき、なんなんひろば最大の事業である9月16日（土）・17日（日）開催のなんなんフェスタ2023（松南地区文化祭）の子ども向けブースに5サークルが参加、また、高齢参加者が多い文化祭の準備・片付作業の手伝いを、中心になって行いました。

(3) 若者の社会参画の推進

ア 松本若者会議

若者が主体となり、地域課題解決に向けた取組みとして、信州大学キャリア教育・サポートセンターと連携し、松本若者会議の活動を計4回開催しました。テーマは、井上百貨店と市内のサウナ施設3箇所とで開発した、サウナ入浴後に食べるサウナ飯「トトノッテミソ」の販路開拓、周知活動を目的として、地元学生のインターンシッププログラムの企画制作及び発表を中心に活動を行いました。青少年ホームでは、住民自治局地域づくり課ユースサポート担当と共に、連携を図りながら参加・協力をしました。

イ 令和6年ハタチの記念式典

令和6年1月7日（日）に、市総合体育館が改修工事中のため、キッセイ文化ホールにて2部制で開催しました。

参加申込受付及びパンフレットのオンライン化を実施し、地元店舗への式典対象者を割引対象とした「ハタチ割」の実施、市美術館・博物館の期間限定入場料無料券・パスポートの交付、松本出身の漫画家きゃめろん先生の講演会等の企画を行いました。

ウ 子どもプレイパーク

子どもが楽しく遊べる企画を9月17日（日）開催のなんなんフェスタ2023（松南地区文化祭）にあわせて開催し、「マクラメ紐を編んで作る軍手クリップづくり」をガールスカウト中信地区の皆さんが企画・出店運営しました。

(4) ひきこもり等の若者の支援、研修会の開催

現在、全国のひきこもり人口が146万人という、令和5年3月末日の厚生労働省の統計があります。

青少年の人たちも生きづらさを感じ、苦しんでいるケースが増えているひきこもり問題について考え、ひきこもりは悪いことではないこと等を周知・理解し、ひきこもりの方々の気持ちや接し方等を学習しながら、少しでも支援し、回復に寄与することを目的として、ひきこもりに関する研修会を4回、けん玉体験会を1回、なんなんひろばで開催しました。

参加者数が当初の予想を上回る多さで、ひきこもりに対する地域住民の関心の高さを強く感じました。来年度以降も、研修会の継続開催を希望する参加者がアンケートで多くありましたので、令和6年度以降も多方面からのひきこもりに関する研修会を継続開催します。

また、松本市健康福祉部等のひきこもり相談窓口担当・関係課との協力、連携を強化することができました。

ア 第1回 ひきこもり支援研修会

- ・ 日時 令和5年5月20日（土） 13:30～16:00
- ・ 内容 講演（講師2名）
ひきこもりに関する理解と支援について（基礎知識）、経験者からの体験談
- ・ 参加者 当事者・当事者家族、支援者、一般 会場・オンライン合計 85人

イ 第2回 ひきこもり支援研修会

- ・ 日時 令和5年6月10日(土) 13:30~16:00
- ・ 内容 講演(講師2名)
支援団体(NPO法人ジョイフル)から見た「ひきこもり」と活動事例紹介
誰も取り残さない支援体制(重層的支援)の概要について
講演を基にした、参加者同士のグループワーク
- ・ 参加者 当事者・当事者家族、支援者、一般 会場・オンライン合計 71人

ウ 第1回 ひきこもりについて語り合う会

- ・ 日時 令和5年9月2日(土) 13:30~16:00
- ・ 内容 講演(講師2名)
半歩先に進むことから見えてきたこと 当事者の求める居場所?の話
講演を基にした、参加者同士のグループワーク
- ・ 参加者 当事者・当事者家族、支援者、一般 合計 26人

エ 第2回 ひきこもりについて語り合う会

- ・ 日時 令和6年3月2日(土) 13:30~16:00
- ・ 内容 講演(講師2名)
ひきこもりと精神疾患 当事者の経験談を通して
講演を基にした、参加者同士のグループワーク
- ・ 参加者 当事者・当事者家族、支援者、一般 合計 31人

オ けん玉体験会(NPO法人ジョイフルとの共同開催事業)

- ・ 日 時 令和5年 8 月10日(木) 13:30~15:00
- ・ 参加者 小・中学生6人、スタッフ4人、講師1名

(5) 青少年ホーム利用状況

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
登 録 者 数	342 人	198 人	178 人	167 人	185 人
延利用者数	5,895 人	4,304 人	3,570 人	6,149 人	6,275 人

4 課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症が5類感染に移行したため、通常の活動・事業ができるようになりましたが、顕在化しにくい、ひきこもり等の困難を抱える若者を多面的に支援していくためには、関係機関等と情報を共有・連携し、プラットフォームによる切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- (2) ひきこもりの若者を含め、青少年のための多様な居場所を提供することが、課題です。
- (3) 事業の周知方法について、市ホームページ、SNSやチラシ配架をはじめ、様々な手段で行っていますが、新規ホーム登録や講座申込につながっているか、疑問が残ります。対象者へ直接事業チラシを渡し参加を勧めることや、参加者からの口コミで知人・友人の事業参加につながるような取組みを行っていきます。

5 令和6年度の取組み

- (1) ひきこもりの若者の支援として、昨年度に引き続き、ひきこもりに関する研修会を開催します。
8月3日（土）、3月2日（土）に講演とグループワークを行う「ひきこもりについて語り合う会」の開催、10月19日（土）に講演会、8月8日（土）にけん玉体験会を開催する予定です。
- (2) 青少年の健全育成、ひきこもりの若者支援のために、県・市関係部署、社会福祉協議会・民間支援団体等との若者の居場所づくりに関する情報交換や連携、研修会への参加を引き続き進めます。
- (3) ヤングスクールの講座情報等を市のホームページ、SNS、信州大学ガイド等に掲載し、効果的な情報発信を行います。
- (4) 令和7年ハタチの記念式典は、総合体育館が改修工事で使用できないため、1月12日（日）キッセイ文化ホールで2部制で開催する予定です。
- (5) コーディネーター事業については、ボードゲームカフェ講座の他に、信濃むつみ高校との共催による外国の文化、歴史、言語を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催する予定です。
- (6) 松本若者会議へ参加し、まちづくり、キャリアアップに積極的な若者への支援、協力を行います。
- (7) 一人ひとりの若者に対応できる相談・支援を行うため、産業カウンセラーによる「若者お悩み相談室」の周知を図ります。

6 困難を抱える若者の現状等と青少年ホームの活動の柱

(1) 困難を抱える若者の現状等（一部抜粋）

ア 困難を抱える若者の現状

若年ひきこもり（15～39歳）松本市54人（R元 県・市「ひきこもり等調査」）

イ 若者の居場所（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」人の割合）

家庭が自分の居場所だと感じている人がいちばん高く（87.0パーセント）、自分の部屋（84.3パーセント）、インターネット空間（56.6パーセント）の順（R5.3内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査 15～39歳対象）

ウ 自己肯定感

日本の若者は、自己肯定感が低い。（H30内閣府意識調査 日本を含む7カ国の13～29歳対象 自分自身に満足 日本は45%、他国は73%以上）

エ 社会形成・社会参加

日本の若者は社会参加への意識が低い。（H30内閣府意識調査 同上 ボランティア活動に興味がある 日本33%、他国45%以上）

(2) 青少年ホームの活動

- ア 若者の居場所づくり
- イ 社会生活の充実と仲間づくり
- ウ 若者の社会参画の推進
- エ ひきこもり等の若者の支援
- オ 学び直しのきっかけづくり、支援

(報告事項)

松本市青少年問題・いじめ問題対策
連絡協議会資料

6. 7. 4

食品・生活衛生課、こども育成課

青少年に関わる薬物乱用防止啓発事業について

1 概要

青少年の薬物乱用を防止するため、青少年への薬物乱用防止運動を青少年問題協議会が主体となり実施しています。また、小中学校へ専門講師を派遣して、薬物乱用の危険性やタバコの害、家庭医薬品の正しい使い方などの講義も実施しています。

2 令和5年度の実績

(1) 薬物乱用防止啓発運動

ア 6.26キャンペーン啓発活動

コロナ禍で中止していた、薬物乱用防止「6・26ヤング街頭キャンペーン」を4年ぶりに、松本市保健所と県松本保健福祉事務所の共催で、松本駅前で行いました。ボーイスカウト、ガールスカウト、薬物乱用防止指導員、保護司、薬剤師等約70名が参加し、啓発資材の配布及び国連支援募金への協力の呼びかけを行いました。

併せて、青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所等）にポスターの掲示やパンフレットの設置を行いました。中央図書館では国際麻薬乱用撲滅デーに合わせて、企画展示を実施しました。

イ 薬物乱用防止啓発資材等の配布、設置

(ア) 国際薬物乱用撲滅デー啓発資材（リーフレット）の公民館等への配布、設置

(イ) 薬物乱用防止啓発資材の青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所、中央図書館など）への配布、設置

(2) 薬物乱用防止啓発講座

ア 講師

(ア) 松本市保健所 食品・生活衛生課

(イ) (一社) 松本薬剤師会

イ 受講校数等の推移

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	13校	22校	22(11)校	22(10)校	21(10)校
中学校	12校	10校	13(0)校	15(1)校	13(3)校
小中学校	1校	2校	2(0)校	3(1)校	3(1)校
合 計	37校	34校	37(11)校	42(12)校	38(14)校
受講者数	3,423人	3,904人	4,249人 (1,326人)	4,264人 (1,250人)	3,912人 (1,463人)

※R3年度以降の()表示は、うち数で松本市保健所 食品・生活衛生課の実施校数等です。

3 今後の取組み

薬物乱用防止啓発講座は、学校授業等に組み入れて開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和6年度も44校から開催依頼を受けています。また、講座内容も各機関の専門講師から、最新の情報等を提供いただいております、高い啓発効果を得ていると考えます。

今後も教育委員会、健康福祉部と連携し、青少年の薬物乱用防止に取り組んでいきます。